

福岡県鞍手町地域おこし協力隊募集要項

～共に移住定住施策を推進し、地域を盛り上げてくれる隊員を募集します～

鞍手町は、福岡県北部の福岡市と北九州市の両政令市の中心部のほぼ真ん中に位置する人口約14,500人（2026年3月時点）の町です。

近年では、町の中心部への大型ディスカウントストアやドラッグストアなどの進出、役場の移転・複合施設化、幹線道路の開通などにより賑わいを取り戻しつつあります。また、JR駅や高速道路のインターチェンジがある上、高速バスの停留所も近いため、福岡・北九州の2大都市へのアクセスも非常に良く、生活するにはとても便利な町です。

一方で、町内には自然豊かな場所も多く残り、緑を身近に感じる田舎らしさを持つことも特徴です。6月上旬には町内各地でホタルが乱舞し、場所によっては希少なヒメボタルも見られます。加えて、鞍手町は県内でも有数のぶどうの産地とされており、巨峰やシャインマスカット以外にもさまざまな品種が栽培されています。

こうしたポテンシャルを存分に活かし、近年、転入と転出が拮抗している人口を一層増加すべく、2025年度から10年間のまちづくりの方向性を定めた「第6次鞍手町総合計画」に目標として掲げている「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」の実現に向け、「ひとの笑顔が地域を創る」をキャッチコピーに取組を始めました。

そこで、移住・定住関係業務をサポートする地域おこし協力隊に新たな風を吹き込んでいただきながら、新たな視点から移住・定住施策を推進し、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えています。

このため、より良い移住定住施策の推進に向けた人材獲得に向けて、地域おこし協力隊員を募集します。

都会に近い利便性と緑豊かな田舎らしさを併せ持つ鞍手町で快適な生活を送りながら、地域に携わる仕事をしてみませんか。

1 募集人員

1名

2 活動エリア

町内全域（活動拠点は鞍手町役場）

3 主な活動内容

鞍手町への移住・定住を促進するため、町に関する様々な情報をあらゆる手段を駆使して発信することにより、町の認知度向上に取り組んでいただきます。具体的には、次のような活動を想定していますが、町と隊員との協議により決定します。

- SNS及び動画コンテンツで町の魅力を発信し、「くらて推し」のファンを創出
- PR動画や素材の創出、整理及び蓄積（再利用のための資産化）
- ターゲットに応じた戦略的な動画プロモーションの展開

- 関係部署や関係機関との連携による効果的な情報発信
- 集客イベントなどへの参加、企画

なお、鞍手町への自らの定住に向けて、活動を通じて得た知見や人脈等を活かし、町の活性化に必要であると思われる事業を企画・提案し、町との協議を経て取り組むことも可能とします。

4 求める人物像

鞍手町では、次のような人材を求めています。

- (1) 行政の仕事に関わりながら田舎暮らしをしたい人
- (2) 人と話すことが好きで、親身な対応ができる人
- (3) 地域おこしに興味がある人
- (4) 主体性と自走力をもち、企画・実施できる行動力のある人
- (5) SNS や動画を活用したマーケティング経験や視点を持ち、地域の魅力発信ができる人
- (6) 任期満了後も鞍手町での生活を積極的に考えている人

5 応募の条件

次の要件をすべて満たす場合に応募できます。

- (1) 申込み時点で、「三大都市圏内の都市地域（※1）」または「三大都市圏外の指定都市（※2）」であって、条件不利地域以外に在住しており、鞍手町地域おこし協力隊として委嘱後に本町へ生活拠点を移し、住民票を異動させることができる人
- (2) 令和8年4月1日現在で満18歳以上の人
- (3) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (4) 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる人（※3）
- (5) SNS等を活用して効果的な情報発信ができる人
- (6) 活動内容について自発的に積極的な提案ができる人
- (7) 地域住民や事業者などと積極的にコミュニケーションができる人
- (8) 自動車・バイク（移動手段）を所有している人
- (9) 土日祝日や夜間の会議などに対応できる人

※1 「三大都市圏内の都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。

※2 「三大都市圏外の指定都市」とは、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、岡山市、北九州市、福岡市及び熊本市のことをいいます。

※3 Web分野、動画編集の知識や経験があるとなお望ましいです。

6 活動条件

活動条件は、次のとおりです。

- (1) 活動期間：活動開始日（契約締結日）から最長3年間（毎年度契約更新）
 - ※隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合は、期間の途中でであっても契約を解除することがあります。

- (2) 拘束時間：業務委託のため拘束時間の設定はありません。
ただし、町との随時の打ち合わせ、週または月単位での定例の活動報告を行っていただきます。
- (3) 契約形態：業務委託（雇用関係なし）
- (4) 委託料：月あたり 290,000 円程度
- (5) 活動費補助金：赴任支度金、住居費、車両費、移動・滞在費、消耗品費、通信費など活動に要する経費を補助金として支給します（上限あり）。
- (6) その他：委託契約に基づいて業務を履行する（隊員として活動する）ものであるため、勤務時間や休日、休暇、各種保険への加入はありません。
また、この募集要項に定めのない事項については、町と協議の上決定いたします。

7 その他

次の事項に留意してください。

- (1) 住居を探す際は、町が協力します。
- (2) 住居費（家賃）は、ご自身での負担となります。（※）
- (3) 引越しに必要な経費は、ご自身での負担となります。（※）
- (4) 移動手段（自家用車等）はご自身で準備してください。（※）
- (5) 活動に必要なパソコンは町が準備します。
- (6) 地方公務員法は適用されませんが、職員と同様の意識で活動をお願いします。
- (7) 地域おこし協力隊の任期2年目から任期終了後1年以内に、町内に住所を有し、町内で起業する場合は、必要経費（最大100万円）を補助します。（ただし、議会で承認を受けることが条件です）

※上記（2）～（4）は、6（5）に記載の活動費補助金の対象経費となります。

なお、住居と車両は、賃貸やリースに要する経費が対象です（購入は対象外）。

8 応募手続

- (1) 応募期限

令和8年7月31日まで（早期に締め切る場合があります）

- (2) 応募書類

下記の必要書類を持参、郵送または電子メール（※1）により担当窓口（「10 担当窓口（送付・問い合わせ先）」4ページ参照）へ提出してください。

ア 鞍手町地域おこし協力隊員応募用紙（※2）

イ 住民票：1通（提出日前1か月以内に交付されたもの）

※1 郵送の場合は募集期間内の消印有効です。また、郵送事故等で町に郵便物が到達しなかった際の責任は負いません。

電子メールの場合は、提出書類を全てデータ化（PDF など）して送信してください。また、到着確認のため電話にてその旨ご連絡ください。

※2 写真の添付や連絡先の記入漏れにご注意ください。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

9 選考

応募選考は、次のとおり行います。

(1) 第1次選考【書類選考】

応募書類に基づき選考し、第2次選考に進む場合のみご連絡いたします。

(2) 第2次選考【面接選考】

日時は、町と応募者で協議して決定します。原則として対面での面接としますが、難しい場合はご相談ください。

(3) 結果通知

第2次選考の結果は、書面で通知します。

(4) その他

選考結果については、いかなる理由であっても異議を認めません。また、選考内容に関する情報開示は行いません。

10 担当窓口（送付・問い合わせ先）

鞍手町役場 まちづくり課まちづくり戦略係

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

電話：0949-42-2033

メール：machi@town.kurate.lg.jp